○中部地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月一日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百二号　愛知県海部郡飛島村大字新政成字亥之切九五五番一三から同村大字新政成十一丁目四一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月一日

○四国地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月一日　四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三好市井川町西井川二番一から同市井川町西井川一八八番三まで	前	九・二八～二五・一五メートル	〇・二二四キロメートル
	後	九・七一～二九・一二メートル	〇・二二四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月一日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
玉名市大倉字深迫一三九五番九地内	前	三四・〇〇～四八・六〇メートル	〇・〇〇二キロメートル
	後	三四・〇〇～三四・五〇メートル	〇・〇〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月一日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号及び五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎市平間町九四〇番一から同市平間町九三九番一まで	前	一六・一〇～一九・六〇メートル	〇・〇三七キロメートル
	後	一七・一〇～三〇・四〇メートル	〇・〇三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月一日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十四号　佐賀県杵島郡江北町大字下小田字一本松篭三三六六番一から同郡大町町大字大町字三本松篭一四三番一まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月一日

○九州地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月一日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
柳川市大和町塩塚字上内新開七四〇番から同市大和町豊原字観音小路六一七番一まで	前	一一・八〇～二八・二〇メートル	〇・〇九〇キロメートル
	後	一一・八〇～二八・二〇メートル	〇・〇九〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月一日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百八号　柳川市大和町塩塚字上内新開七四〇番から同市大和町豊原字観音小路六一五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月一日

○九州地方整備局告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月一日　九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百八号	柳川市大和町塩塚字上内新開七四〇番から同市大和町豊原字観音小路六一五番まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年二月二日